

# 山形県新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金

## 協力金について

山形県は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、「まん延防止等重点措置」の期間内に、重点措置区域内の飲食店等に対して、営業時間短縮等の要請をしました。

要請の対象となる店舗を営み、要請に全面的にご協力いただいた事業者の皆様に対して、「山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します。

## 支給額について

### 【支給額の算定方法】

「1日当たりの協力金の額」×「時短営業（休業を含む）した日数」

### 【1日当たりの協力金の額】

《**認証店の場合** …最低4万円～最大11万円》

前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の4割+1万円

《**非認証店の場合** …最低3万円～最大10万円》

前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の4割

※大企業の場合、1日当たりの飲食業売上高減少額の4割（最大20万円）

## 申請受付期間

令和4年**2月28日（月）**～令和4年**3月31日（木）**まで

（当日消印有効、締切厳守）

※申請受付期間を過ぎた場合、受付できませんので、あらかじめご承知おきください。

## 協力金のお問合せ先

山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

**TEL 0120-297146**（通話料無料）

＜受付時間＞※令和4年2月21日（月）から開設

月曜日から金曜日まで（祝日を除く）午前9時から午後6時まで

## 申請方法

郵送での申請となりますので、以下の宛先に必要書類を郵送ください。

○山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局  
〒983-8799  
仙台東郵便局留め  
(宮城県仙台市宮城野区苦竹3-5-1 DNP内)

なお必要書類の詳細などについては、以下のホームページ又はこのチラシ表面に記載のお問合せ先にて、ご案内しています。

### ■山形県ホームページ

「山形県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について」



山形県 協力金

検索

## 対象となる店舗について

協力金の支給対象となるのは、以下の条件を**全て満たす**店舗です。

- 1 時短要請の対象地域にあること
- 2 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、営業の実態があり、協力金の申請時点で営業を継続していること
- 3 時短要請の全ての期間（準備期間を除く）において、時短営業（休業を含む）したこと  
(認証店は午前5時から午後9時まで又は午前5時から午後8時までの時短営業、非認証店は午前5時から午後8時までの時短営業)
- 4 同一テーブルへの案内は、4人以内に限ったこと
- 5 「営業時間短縮のお知らせ」、「休業のお知らせ」又はこれに準ずるものを店先等に掲示したこと
- 6 要請の対象となる店舗を複数営む場合には、その全ての店舗において、要請に全面的に協力したこと

## 【参考】要請の対象地域と期間

対象地域	山形市、庄内地域	米沢市、高畠町	天童市
対象期間	令和4年 1月27日(木)から 2月20日(日)まで 準備期間あり※	令和4年 2月3日(木)から 2月20日(日)まで 準備期間あり※	令和4年 2月9日(水)から 2月20日(日)まで 準備期間あり※

※ 準備等、やむを得ない事情がある場合は、時短営業開始までの準備期間がありますので、ホームページや申請の手引き等をご確認ください。